

## 介護保険料のつかいみち

皆さんが納めた保険料は、大きく分けて次の3つの事業に活用されます。

### 介護が必要な人を支えるために

<介護給付費・介護予防給付費> (グラフ①)  
介護や支援が必要な状態となり、市から要介護（要支援）認定を受けた人が、その状態の悪化を防ぎ、できる限り自立した生活を送るために利用する介護（介護予防）サービスの費用に使われます。利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービス、施設へ入所して利用する施設サービスなどがあります。  
利用者は、原則としてサービスにかかった費用の1割または2割（平成30年8月からは1から3割）を負担します。

### 要介護状態にならないために

<介護予防・日常生活支援総合事業費> (グラフ②)  
要介護状態にならないように、虚弱な人の社会参加や活動の支援、高齢者の皆さん的生活を支援する地域・人・チーム作りを進めるために使われます。  
また、制度改正に伴い平成29年度から要支援1・2の人が受けている介護予防訪問介護（ホームヘルパー）と介護予防通所介護（デイサービス）は、それぞれ本事業の「訪問型サービス」、「通所型サービス」に移行しています。  
＊国や県の負担には上限が設定されており、上限を超えた部分は、第1号被保険者の負担となります。

### 相談支援や介護事業者のネットワーク化のために

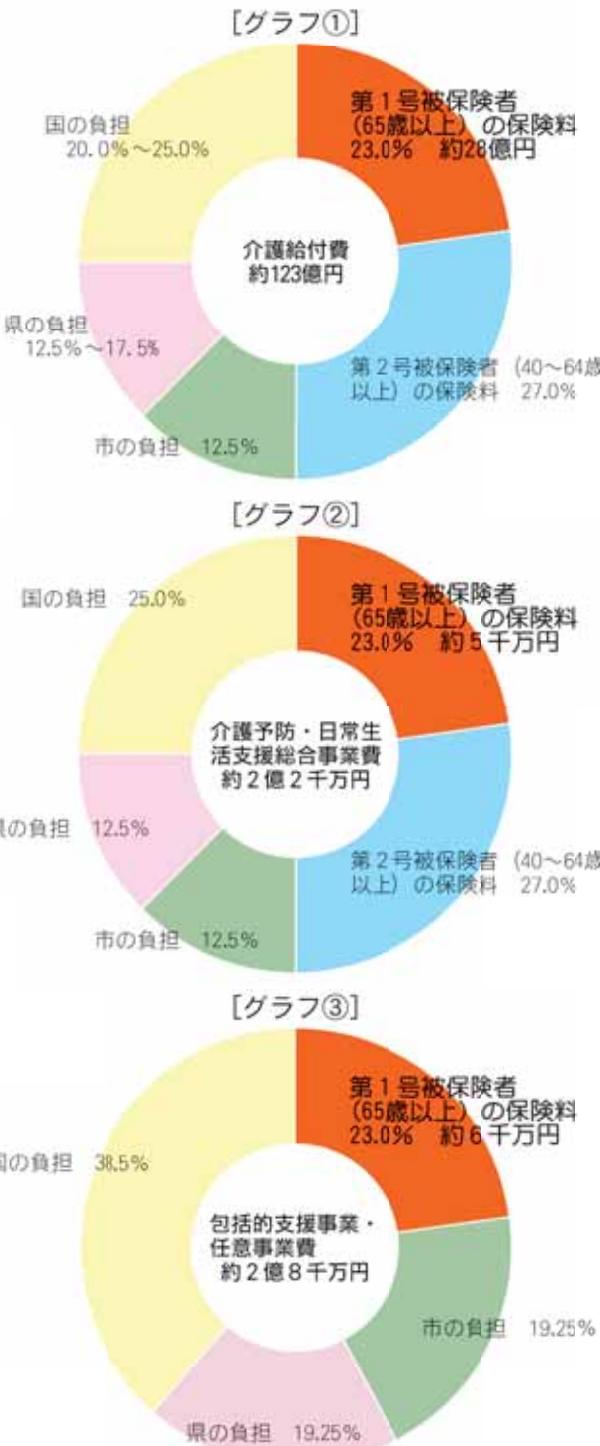
<包括的支援事業費・任意事業費> (グラフ③)  
高齢者やご家族からのさまざまな相談窓口である「地域包括支援センター」の運営や認知症対策・生活支援コーディネーター（社会福祉協議会への委託）などの事業に使われます。  
また、介護サービスの利用者に真に必要なサービスが提供されるよう、ケアプラン（介護サービス計画）の点検や事業者への指導等を行う介護給付等費用適正化事業のほか、家族介護者教室や介護相談員派遣事業など、高齢者やその家族を支援するきめ細かな事業にも使われます。

### <個人ごとの年間保険料の決定について>

実際に納付を行う個人ごとの保険料は、前年中の所得などが確定してから通知します。

- 特別徴収（年金から天引き）の人・・・9月下旬に介護保険料特別徴収開始通知書をお送りします。
- 普通徴収（納付書等で個別に納付）の人・・・8月中旬に介護保険料納入通知書をお送りします。

## 事業費の財源内訳（平成30～32年度）



## 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき

# 65歳以上の人の 介護保険料が変わります

平成30年度から32年度までの3年間の介護保険料基準額などについてお知らせします。

問い合わせ 高齢者福祉課 河原崎 ☎ 050-0076



3年ごとの見直し

65歳以上の人（第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに市が定める保険料基準額をもとに所得段階別の割合によって計算されます。事業計画の3年間を単位とした計画期間ごとに必要な保険料基準額は、介護保険サービス費用の見込額から設定します。保険料基準額は、介護保険料（医療保険料に上乗せして徴収されます）と国や県、市の負担金（税金）で賄われます。

**アツブ 基準額は月額200円**

## 保険料の所得段階区分

### 平成30年度から平成32年度までの保険料額（改定後の保険料）

段階	対象者	率	年額	月あたり
本人が市民税非課税者	1段階 ▶生活保護受給者▶世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者▶世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.45	30,780円	2,565円
	2段階 世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.75	51,300円	4,275円
	3段階 世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万超	基準額×0.75	51,300円	4,275円
	4段階 市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.90	61,560円	5,130円
	5段階 市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額×1.00	68,400円	5,700円
本人が市民税課税者	6段階 市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が120万円未満）	基準額×1.20	82,080円	6,840円
	7段階 市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が120万円から200万円未満）	基準額×1.30	88,920円	7,410円
	8段階 市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が200万円から300万円未満）	基準額×1.50	102,600円	8,550円
	9段階 市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が300万円から400万円未満）	基準額×1.70	116,280円	9,690円
	10段階 市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が400万円から600万円未満）	基準額×1.80	123,120円	10,260円
	11段階 市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が600万円から800万円未満）	基準額×1.90	129,960円	10,830円
	12段階 市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が800万円以上）	基準額×2.00	136,800円	11,400円

\*老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人が受けている年金です。

\*前年合計所得金額：地方税法に規定する前年の繰越損失控除前の総所得額など（給与所得、雑所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式など）の合計額です。分離課税分については特別控除後の金額です。